

緊急雇用対策

新事業で213人の 新規雇用を創出



市では、急激な雇用情勢の悪化に対応するため、国の雇用対策基金を活用し、失業者のかたの雇用対策として39の事業を行います。雇用数(予定)は213人。

求人はハローワークを通じて行っています。事業内容や実施時期は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/pr/wc>

[/kinkyuu_koyou/](http://www.city.akita.akita.jp/city/in/pr/wc/kinkyuu_koyou/)

問い合わせ 工業労政課 ☎(866)2114

事業名	雇用人数
1 スポーツホームタウン構想推進事業	5人
2 竿燈まつり調査事業	2人
3 観光情報等充実事業	3人
4 排泄物有効活用調査事業	2人
5 地域特産品等販売促進事業	2人
6 あきた市民農業楽校(仮称)開催事業	2人
7 農村資源活用促進事業	2人
8 まちの駅推進モデル事業	4人
9 秋田駅周辺にぎわいづくり推進事業	2人
10 放課後子どもプラン児童受入促進事業	4人
11 スポーツ振興マスタープラン策定等事業	2人

ふるさと雇用再生臨時対策基金事業(計30人)
継続雇用により安定的な雇用機会を創出(雇用期間は1年以上)

事業名	雇用人数
1 人事給与システム更新準備事業	3人
2 土砂災害危険地区台帳整備事業	2人
3 公有財産台帳整備事業	3人
4 平田篤胤墓所周辺環境整備事業	4人
5 住居表示案内板等調査事業	16人
6 樺台・高尾山環境整備事業	3人
7 華の里環境整備事業	4人
8 太平山・白子森等環境整備事業	8人
9 河辺地区「ふるさとの桜」再生事業	6人
10 保育児童受入拡大支援事業	64人
11 地域包括支援センター運営体制強化事業	3人
12 生活保護医療関係台帳等整備事業	2人
13 広域観光圏周遊プラン調査事業	1人
14 中小企業福利厚生制度調査事業	3人
15 離職者緊急雇用相談支援事業	2人
16 市有林風倒木処理事業	3人
17 耕作放棄地実態調査事業	3人
18 木質バイオマス資源活用促進事業	6人
19 道路用地実態調査事業	3人
20 交通安全施設実態調査事業	4人
21 橋台清掃事業	3人
22 小・中学校グラウンド整備事業	12人
23 小・中学校設備図面データベース化事業	3人
24 ネットいじめ監視員配置事業	1人
25 学校図書データベース化事業	10人
26 児童館補助員配置事業	6人
27 石井露月資料整備事業	3人
28 就職支援員配置事業	2人

緊急雇用創出臨時対策基金事業(計183人)
短期的な雇用機会を創出(雇用期間は原則6か月未満)

就職につながるセミナー

求職中のかたが対象です。受講無料。申し込み・問い合わせは、秋田地域雇用創造協議会へどうぞ。☎(896)7091

コールセンター(ロードサービス)

日時/10月5日(月)から9日(金)まで、午前10時～午後4時 会場/榊プレスステージインターナショナル 定員/20人

ビジネスコミュニケーション 個別アドバイス、見学会も。日時/10月13日(火)から15日(木)まで、午前9時30分～午後3時30分 会場/秋田テルサ 定員/20人

応募書類、面接の個別アドバイス 日時/10月20日(火)・21日(水)、午前9時30分～午後3時30分 会場/秋田テルサ 定員/20人

ワード(文書作成)基礎 日時/10月20日(火) 午前9時30分～午後4時30分 会場/秋田県工業技術センター 定員/18人

ワード応用 日時/10月21日(水)・22日(木) 午前9時30分～午後4時30分 会場/秋田県工業技術センター 定員/18人

離職者の家賃や就労を支援

解雇などにより離職されたかたが就労を確保できるように、アパートなどの家賃を支給します(月収入と預貯金に上限があります)。なお、支給にあたり、市の就労支援担当者の面接指導を受けていただきます。

対象(両方を満たすかた) 過去2年以内に離職したかたで、住居を失った、または失うおそれがあるかた

公共職業安定所(ハローワーク)、ハローワークプラザ)で求職活動を行うかた

支給期間/最長6か月 支給月額(上限額)/単身世帯は3万円、複数世帯は4万円

受け付け 10月1日(木)から、福祉棟1階の「住宅手当相談・受付窓口(保護課内)」☎(866)2096

公的年金に課税される市・県民税を10月からの公的年金から引き落とし

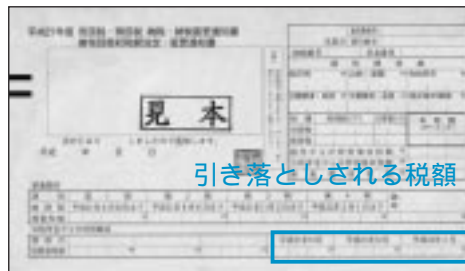
《条件》

一つの公的年金で年額18万円以上受給している65歳以上のかた(基準日は毎年4月1日)

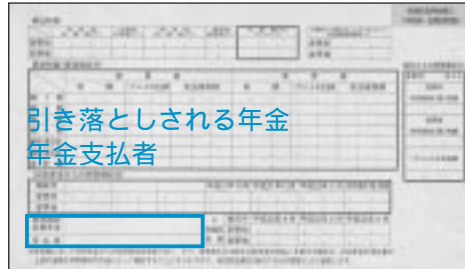
介護保険料が年金から引き落としされているかた

右の 両方に該当し、6月10日にお送りした納税通知書1枚目の「公的年金からの特別徴収」欄に税額が記載されているかたは、10月に支給される年金から、平成21年度市・県民税公的年金に課税される分の引き落としが始まります。この欄に記載されていないかたは引き落としの対象になりません。なお、引き落としされる年金と年金支払者は納税通知書4枚目に記載していますのでご確認ください。公的年金から引き落としされる市・県民税は、

納税通知書 1 枚目



納税通知書 4 枚目



普通徴収(納付書または口座振替での納付)での納付方法に変更することはできませんのでご了承ください。市・県民税の年金からの引き落としの導入は、納付方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

問い合わせ 市民税課 ☎(866)2055

納税をPRする標語を募集

市税の役割や意義をPRする標語を、市と納税貯蓄組合連合会との共催で募集します。応募は1人2点まで(秋田市在住者に限ります)。入選作品は看板やステッカーなど、納税PRに活用します。入選者には賞状と記念品を贈呈。

はがきまたはEメールに、標語、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、9月18日(金)から10月15日(木)まで、〒010-8560秋田市役所納税課納税推進担当 ☎(866)2059 Eメール ro-fntc@city.akita.akita.jp

応募方法



休日も市税などを納付できます

北都銀行御所野支店で、休日や、平日の午後3時以降に市税などを納めることができますようになりました。どうぞご利用ください。

収納取扱店 北都銀行御所野支店 (イオンモール秋田1階)

取扱日時 土・日、祝日 午前10時～午後6時 平日 午前9時～午後6時

取扱対象 市税、保育料、住宅使用料、介護保険料、水道料金、下水道使用料、受益者負担金など

問い合わせ 会計課 ☎(866)2181

国保 高額療養費 特別支給金の申請を



国民健康保険に加入していたかたは、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入します。75歳になる月に、医療費の支払額がそれぞれの制度の一定額を超えていた場合、世帯主の申請により、高額療養費特別支給金としてその超えた分を支給します。なお、今年1月以降に75歳になったかたは、すでに誕生月の自己負担額が2分の1になっており、超過負担が発生しないため、該当しません。

対象 平成20年4月から12月までの間に75歳になり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったかたで、支払った医療費がそれぞれの限度額を超えているかた

申請方法 平成20年4月から12月までの自己負担支払額を確認できる書類(領収書や支払証明書)と国保被保険者証を持って、10月1日(木)から来年3月31日(水)まで国保年金課へ

例 1か月あたりの限度額区分・44,400円(市民税課税世帯)のかたが、平成20年7月15日に75歳になった場合

医療費支払額		7月1日～14日(国民健康保険)	7月15日～31日(後期高齢者医療)
超過前	負担	44,400円…(A)	44,400円…(B)
超過後	負担	22,200円…(C)	22,200円…(D)

●申請により支給する額
国民健康保険 →(A)-(C)=22,200円
後期高齢者医療→(B)-(D)=22,200円
※限度額区分など詳しくは、国保年金課へお問い合わせください

問い合わせ 申請について…国保年金課 ☎(866)2098
後期高齢者医療…後期高齢医療課 ☎(866)2513

放課後児童クラブ開設の届け出を

放課後児童クラブ(学童保育クラブ)を新たに開設する場合、社会福祉法などの規定により、開始届を市に提出する必要があります。開設を検討しているかたは、生涯学習室青少年担当へご連絡ください。 ☎(826)9048